

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年2月22日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規
則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ア中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月22日から施行する。